

有害大気汚染物質対策に関する優先取組物質の見直しについて

1. 有害大気汚染物質対策

平成 8 年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質に関する規定が盛り込まれた。

主な有害大気汚染物質対策の概要は以下のとおり。

① 有害大気汚染物質（法 2 条）

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。

② 事業者の責務（法 18 条の 21）

事業者は、有害大気汚染物質の大気中への排出・飛散の状況を把握するとともに、当該排出・飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにする。

③ 国の施策（法 18 条の 22）

有害大気汚染物質の健康影響に関する科学的知見の充実に努める。

④ 地方公共団体の施策（法 18 条の 23）

有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握する。事業者が排出・飛散抑制措置を講ずることを促進するために必要な情報を提供する。

⑤ 指定物質（附則）

有害大気汚染物質のうち指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）については、指定物質排出施設に係る指定物質抑制基準を定める。

2. 有害大気汚染物質及び優先取組物質

平成 8 年 10 月の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 2 次答申）」において、有害物質に該当する可能性がある物質を選定したリスト（234 物質）及び優先取組物質（健康リスクがある程度高いと考えられる物質）を選定したリスト（22 物質）が示されている。

優先取組物質については、特に重点を置いて、有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者の自主的な排出・飛散抑制努力を促進する。

3. 優先取組物質の見直し

上記答申から一定期間経過していることも踏まえ、新たに整理されたデータ等をもとに優先取組物質を見直すこととし、現在、中央環境審議会大気部会健康リスク総合専門委員会においてご審議をいただいているところ。

4. これまでの検討状況

(1) 健康リスク総合専門委員会の開催状況

昨年6月の健康リスク総合専門委員会（第7回）から優先取組物質の見直しについて審議を開始し、これまでに2回開催。

○第7回（6月28日）

- ・優先取組物質に係る対策の概要について
- ・優先取組物質の見直しについて

○第8回（11月7日）

- ・優先取組物質見直しの基本的考え方について
- ・優先取組物質検討のためのスクリーニング方法（案）について

(2) 健康リスク総合専門委員会における検討状況

- 有害大気汚染物質の234物質を基本に、併せて情報収集することとした数物質を加えた約240物質について、モニタリングデータ等のばく露情報、及び国内外のリスク評価書等に基づく有害性情報を収集。
- これらの情報がともに存在した約100物質について、毒性値とモニタリングデータ等の比較によりスクリーニングを行い、一定の要件に該当する約30物質を抽出。
- これらの物質について、有害性情報の精査、大気中での検出状況等について検討を行い、新たに優先取組物質とすべき物質を選定する予定。